

令和4年玄海町議会定例会6月会議会議録

招 集 年 月 日	令和4年1月5日（水曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年6月16日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和4年6月16日午後10時13分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	欠 番		2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	3 番	前 川 和 民 君		2 番	松 本 栄 一 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	平 川 一 男 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企画商工課長	鈴 木 博 之 君	
	住民課長兼会計管理 者	中 山 昌 直 君		健康福祉課長	中 山 ふ み 君	
	農林水産課長	山 口 善 正 君		まちづくり課 長	片 山 真 一 君	
	生活環境課長	中 村 大 造 君		教 育 課 長	加 納 晴 美 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長		熊 本 秀 樹	議会事務局書記		渡 辺 健 太

令和4年玄海町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和4年6月16日 午前9時開議

日程1 一般質問

令和4年玄海町議会定例会6月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
2番 松本栄一君	1. 次期政策について	町 長
4番 小山善照君	1. 防災体制の整備について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。2番松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

改めまして、おはようございます。2番松本です。議長の許可を得ましたので、通告に従

い、一般質問を行います。

最近、世界の情勢や日本の情勢をよくネットやニュースで見っていますが、いいニュースがあまりにも少なく、経済においても円安が進み、物価上昇は我が玄海町も他人事ではなく、いろんな問題が出てくるだろうと私なりに危惧しております。

来月 7 月 31 日には町長選挙と議員補欠選挙が行われ、新たな玄海町の体制が整います。これからの町づくりのために一丸となっていくいい機会なので、再選に向けて頑張っておられる町長に対して質問させていただきます。

まず、1 期目のマニフェストの進捗状況と実績、次期政策についてお聞きします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めまして、おはようございます。松本栄一議員の次期政策についての御質問に対し、御答弁申し上げます。

3 月会議でも答弁させていただきましたが、1 期目のマニフェストにつきましては、毎年度進捗状況をホームページで公表しているところでございます。令和 3 年度末の達成状況につきましては、30 項目のうち 27 項目が達成済み、または達成に向け進捗が見られるものとなっており、これを割合に直しますと 9 割となり、マニフェストに掲げる事業が順調に進捗しているものと考えております。進捗度の低いものとしましては、職員提案制度及び公聴の拡充事業や歴史の再認識として町史を漫画化する事業などが挙げられます。

私としましてはマニフェスト実現に向け、町長就任後、全力で取り組んできたところではございますが、一方で、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施せざるを得ない状況でもありました。町民の皆様の生活を何とか支援したいとの思いで、コロナ関連対策事業を職員に指示し、玄海町みんなで応援券事業をはじめ、農業、漁業、商工業など、あらゆる分野の方に力強い支援ができたのではないかと感じておるところでございます。

このような状況を踏まえ、限られた職員で事業を推進していくためには優先順位をつけながら実施する必要があります。また、社会情勢の変化に応じ、必要な政策も変わってきますので、社会ニーズを的確に捉えながら、現在の状況に応じ、今後の政策を検討したいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

町長が1期目で9割の進捗が見られるということは評価される場所だとは思いますが、再選された後、1期目よりも2期目は町民の皆様は政策により注目し、今後の町政に関心を持たれると思います。町長の考えられている政策も大事ですが、町民が願う政策もぜひつくっていただきたいのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町民が願う政策もつくっていただきたいとの御提案をいただき、ありがとうございます。

私が政策を考えるときに心がけていることは、そもそも誰のために、そして、何のために政策をつくるのかということでございます。その答えはもちろん、町民の皆さんが玄海町の町民でよかったと感じてもらえるようにするためです。町民の皆さんがより幸せに感じてもらうために行政が行う取組は何なのかということを常に考えております。まずは今、町民の皆さんがどんなことに困っているのかということをこれまで以上にしっかりと聞かせていただきたいと思っております。

その上で、それを解決するためにはどうすればいいのか、また、将来、皆さんが幸せになるために今できることは何なのかということを考えていきたいと思っているところでございます。町民の代表である議員の皆様をはじめ町民の皆様にはぜひいろんな意見やアイデアを聞かせていただければと思っておるところでございます。

○議長（上田利治君）

松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

ぜひ今後は今まで以上に議会や町民の皆様との意見交歓の場を増やしていただき、町政に反映させてもらいたいと思っております。

町民のために町長が考えられているのは存じております。町民の声を聞き、取り入れることでもっといい政策が出来上がり、町民の皆様の幸せへの距離が一層近く感じられると私は思います。引き続きよろしく願いしておきます。

次期政策について、ぜひこれとは町長が強く思い描かれている政策をお聞きします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

強く思い描いている政策についての御質問に対し、御答弁申し上げます。

7月31日執行予定の玄海町長選挙への2期目の出馬については、3月会議の前川議員の一般質問において、これから先の玄海町の礎を築くための新たなマニフェストを掲げ、町民が幸せで豊かな生活ができる町を目指し、出馬することを表明させていただいておるところでございます。

次期マニフェストにつきましては、1期目に引き続き2期目も安全・安心、元気で輝く町づくり、豊かで住みよい町づくりを基本理念とし、5本の柱で取り組みたいと考えております。

1つ目が豊かで住みよい町づくりです。デジタル化を通じて、誰もが便利で健やかな暮らしを送ることができる町を目指します。

2つ目が地元産業が元気になる町づくりです。農林水産業、中小企業の振興を通じて、にぎわいと雇用を生む町を目指します。

3つ目が安全・安心な町づくりです。感染症や災害から町民の命と暮らしを守り、安全・安心に暮らせる町を目指します。

4つ目が心やすらぐ町づくりです。地域の文化や風景を守り、育み、観光資源を築き上げ、さらに魅力的な町を目指します。

最後に、5つ目が自立した町づくりです。町民皆さんの活躍を後押しし、未来に向けて前進を続ける町を目指します。

次も町長に選任していただいた際には、これらの取組を総合計画の重点戦略に位置づけ、全ての町民の皆さんが玄海町に誇りを持ち、玄海町に住んでよかった、玄海町に住み続けたいと言ってくださるような町を町民の皆様とともに、全力で築いてまいりたいと考えておるところでございます。

2期目に向けてのマニフェストですが、現在作成中ですが、出来上がったら町民の皆様に御提出させていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（上田利治君）

松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

分かりました。再選されてからの町長が全力で行われる政策を期待します。町民の皆様が5本の柱の実現を一番望まれておると思いますので、再選された後は、ぜひ全力で5本の柱のアップデートを期待します。

次の質問に行きます。

若い町民の人たちが望む町づくりを行ってほしいということをちょっとお聞きします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

若い町民の人たちが望む町づくりを行ってほしいとの御質問に対し、御答弁申し上げます。

松本議員がおっしゃるとおり、私自身も若い人たちが積極的に町づくりに参加していただき、いろんな意見を言うていただければありがたいと感じております。若い人たちにとって今何が課題で、どのような施策が必要で、どんなことを望んでいるのか、そういった意見の交歓の場ができないか検討したいと思っております。

私が商工会青年部の頃に、玄海町における初めての花火大会や産業文化祭でのバザー、仮屋湾でのいかだレースなど、村おこしのイベントを行ってまいりました。農協青年部や漁協青年部へ声をかけたり、一緒にイベントをやってきました。また、いろんな利害関係もあって本当に大変でしたが、同時にやりがいも感じておりました。一時期、農業青年部、漁協青年部、商工会青年部と三位一体的体制もできたのだと思っております。

祭りやイベントは、それを企画し、やっている人自身が楽しくなければ、来る人も楽しくなく、人は集まってこないと思っております。やっている本人が大変でも、楽しまないことにはうまくいかないと思っております。イベントを経験して感じたことですが、政治、政も同じで、住民さんたちに喜んでもらえるような政策をするのが大事だと思っております。

例えば、今の若い人たちにも上限300千円まで使えるイベント補助金等を積極的に活用していただき、にぎわいのある町づくりにチャレンジしていただければと思っておるところでございます。

また、町づくりにいろんな形で参画してほしいと思っておりますし、各種審議会や議会議員になってもらうことも必要だと思っておるところでございます。

先ほど申しましたが、今後、若い人たちとの意見の交歓の場をつくっていきたいと思っ

おりますし、また、女性の皆さんたちの意見交歓の場も今度つくっていききたいなと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

イベント的な町づくりもやはり大事だとは思いますが、私が聞きたいと思っているのは、さつきも町長がおっしゃられたとおり、日常において若い人たちが望む町づくりをやってほしいという意見が私のほうにも寄せられております。そのため、今後、若い人たちが望む町づくりをどう思われているのか、お聞きします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

若い人たちが望む町づくりについては、玄海町の未来を考えたときに必要不可欠であると考えております。

例えば、若い人に限ったことではございませんが、デジタル技術を活用して、よりよい社会に変革させるために、玄海町DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定したいと考えております。この計画には、商店や飲食店へのキャッシュレス導入支援や行政手続のオンライン化などを検討しておるところでございます。例えば、役場まで出向かなくてもいろんな手続などができるように、スマホやパソコンを使ってできるような、そういった体制にしていきたいと思っております。

また、全ての子供たちが幸せに暮らせるよう、子供の発達や教育、子育て世帯の支援など、多様な視点で子供の成長をサポートしたいと思っております。

さらには、移住・定住についても一層力を入れていき、若い人たちが玄海町で暮らし続けていける環境づくりについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

これから若い人の力や御意見等も町づくりには必要だと考えております。もちろん、年齢的に若くなくても気持ちが若い人たちにも町づくりをお願いしたいと思っております。老若男女、人を大事にしていく町政を目指していきたいと思っております。

先ほど松本議員が申されましたように、若い人たち、また、松本議員の世代の方たち、皆

さんからいろんな意見を聞き、そして、行政のほうにも議会等で意見を言っていたき、それを行政といいますか、町の人たちに喜んでもらえるような政策にしていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

松本栄一君。

○2番（松本栄一君）

玄海町の今後を私なりに考えてみると、若い人の活力や町の中での子供の声などが将来の希望でもあり、主役の人たちでもあります。移住・定住の問題でも、今の玄海町の若い人たちの要望や生活環境などを改善していくことこそが移住・定住政策についてもよりよい方向へと進んでいくのではないのでしょうか。再選されたときは、町長、次の世代にも誇りを持って渡せる玄海町をぜひつくっていただきたいと思っております。

私なりに今後の日本全体を考えたとき、今、玄海町も世の中の流れが大きく変化していると思われ、時代の変化に対し、町政のかじ取りが求められており、古きよきものは残し、新しいものも取り入れながら、町政を託されているのではないのでしょうか。次の世代の町民の皆さんに誇りを持ってつなげる町づくりを次期町長にはお願いしたく、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で松本栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時20分 休憩

午前9時30分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番小山善照君。

○4番（小山善照君）

4番小山です。許可が出ましたので、通告に従って質問をいたします。

改めて、おはようございます。先ほど松本議員も触れられましたが、今、世界情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻による終わりの見えない悲劇が続いており、国内でも多方面において大きな影響が出ています。決して対岸の火事とは言えない事態ではないのでしょうか。

犠牲になられた方々には心よりお見舞いを申し上げるところでございます。我々も状況を注視し、安全な暮らしができるよう改めて考えることが重要なのではないかと思うところです。

さて、今回伺うのは、近年、災害の激甚化が言われる中、我が町においても災害の被害が以前より多発しているように思われます。防災体制の整備、充実が今以上に重要な位置を占めてくるのではないのでしょうか。

梅雨に入った時期でもあります。そういった中、町内の災害リスクをどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

小山議員の近年、災害の激甚化の中、玄海町のリスクをどう認識しているかの御質問に対し、御答弁を申し上げます。

災害とは、災害対策基本法第2条第1項の規定によりますと、異常な自然災害、または大規模な事故を原因として生じる被害と定義されております。異常な自然現象とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、噴火とされており、本町で想定しているのは、豪雪、噴火を除いた10種類であります。特に、本町の地性から考えられます災害として、洪水、土砂災害、高潮、津波、地震、原子力災害について町民の皆様周知するため、昨年8月に玄海町防災マップを改定し、全戸に配布しております。

まず、洪水につきましては、有浦川において三十年に一回程度の大雨を想定して作成した洪水浸水想定区域をハザードマップに示しております。この洪水浸水想定区域内には約101世帯、233人の方が居住されております。

次に、土砂災害につきましては、佐賀県が指定している土砂災害警戒区域をハザードマップに示しております。町内には急傾斜地の崩壊296か所、土石流が39か所、地滑りが13か所指定されており、土砂災害ハザード内には約836世帯、2,105人の方が居住されております。近年、大雨による特別警報が頻発化しており、災害リスクが高まっているものと認識しております。

次に、高潮につきましては、近年で最も接近した2004年9月の台風をもとに最も被害の及ぶ経路を想定して、高潮危険区域をハザードマップに示しております。高潮浸水想定区域には約444世帯、1,130人の方が居住されております。

次に、津波につきましては、佐賀県が指定している津波浸水想定区域をハザードマップに示しております。津波浸水想定区域内には約201世帯、514名の方が居住されております。

また、大規模な事故については、大規模な火事、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没とされております。本町で想定しております大規模事故は、町土、町の面積の約33%を占める大規模な火事、海上に面していることから船舶事故、玄海原子力発電所による放射性物質の大量放出を想定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響下での災害においても、住民等に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策を今後も維持、向上していく必要があると考えております。

最後に、国民保護法に係る危機管理の観点から申しますと、先ほど小山議員も申されましたように、ロシアによるウクライナ侵攻に見られるように、現状変更の企図をはばからない国が本国周辺にも存在しております。国民保護法では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合には、町は住民へ警報の伝達、避難住民の誘導など、関係機関と協力して的確かつ迅速な実施に万全を期すことになっております。このため、玄海町国民保護計画を定め、Jアラートによる情報伝達及び避難行動の周知、避難施設の指定を行っております。

今後は最新の情勢に適応した計画になるよう、必要であれば見直しを図っていく予定であります。

また、自然災害及び国民保護の実践的訓練も実施しなければならないと認識しているところでございます。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

今後の防災というのは、今、町長もおっしゃられたように、感染症等々、こういう心配もしていかにやいかん。原子力発電所等は、今まで考えもしなかったような武力侵攻の目標地になる可能性が大きいですよね。実際、ウクライナに侵攻したロシアが原子力発電所を攻撃する、または破壊するような事例も現実起こっております。先ほど町長もおっしゃられたように、国民保護という観点から申しまして、こういうところの訓練というのはやっぴいかにやいかんというのがあります。

答弁の中にありましたように、国民保護の実践的訓練も実施しなければならないと町長は

お考えのようですが、実践的訓練というのが大きなくくりで言って町内の方法等々でやれるのか、また、実践的な訓練というのはどのような訓練を考えておられるのか、それを実施するとすれば、どういう状況のときにどういう形で実施されていくおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

防災訓練は展示型訓練と実践的訓練に大きく分類することができます。

展示型訓練とは、シナリオを読み上げるだけの訓練、シナリオに沿った行動訓練等をいい、防災行動がどのようなものを理解するために実施されます。展示型訓練はパターン化に陥り、何のために訓練しているのか、また、訓練実施上の制約と実行動の乖離が生じることがあります。

実践的訓練では、訓練でできないことは本番ではできないということを鑑み、訓練の内容は実災害時の動きに即したものになり、現在の各種計画やマニュアルの問題点を明らかにして修正することを目的に実施されます。

展示型から実践的訓練にしなければならない理由は、先ほど申しました、災害は訓練で想定したとおりに発生するものではないからであります。計画やマニュアルを基準として訓練参加者が自分の頭で考えることで、いざというときに役立ちます。消防庁によりますと、実践的訓練がもたらす効果は実災害時の被害の軽減、自主防災組織など住民組織の活性化、住民の防災意識の醸成、市町村長及び職員の災害対処能力の強化、関係機関との連携強化、災害応急対策のマニュアル等への反映と言われております。

本町においては、現在、ほとんど展示型をされておりますので、一挙に実践的訓練を行うことは難しいところはあると思いますが、ステップアップをしながら実践的訓練に移行していくことを考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

確かに、大きな避難訓練、防災訓練になっていく可能性が大いにあると思います。関わる組織が増えれば増えるほど、一つ一つの防災訓練、そして、避難訓練等も難しい形になろう

かと思いますよね。例えば、地区単位でこう逃げてくださいということとは形が違ったような防災訓練になっていこうかとは思っています。

しかし、ふだんの避難訓練、防災訓練というのは、訓練のための訓練のような状況にも見えるパターンが多いですよね。今言われたようなことを実践していくには、やはり実態に即したような訓練をします。「今から訓練をしますよ。はい、集まってください」というのは混乱が起きないとは思っています。しかし、これはできないと思うんですけども、抜き打ち的な避難訓練というのは考えられるのかどうか。これは別としても、やはりそういう経験をするということが一番身につくんだろうなと思うんですよね。乱暴な言い方をすれば、そういうことになるのかなとは思っています。

町営住宅等々のああいいう集合住宅あたりでも、以前申しましたように、避難の道具の使い方も知らない住民さんが多数を占めてあるというようなことは、やはりこれは解消していかにやいかんのではないかなと思うところではあります。

訓練はあくまで訓練ですよ。しかし、実践に即した訓練でなければ、先ほど申しましたように訓練のための訓練と、やっつけ仕事のような訓練ということになるのは、非常に無駄じゃないかなというような気もいたしますので、その辺は加味していただいて、実践的な訓練というものの在り方、方法をよくよく考えていただければと思うところであります。

余談ではあるんですけども、先ほどの水害等、それに最近の一番多い災害というのは崖崩れや町道の崩壊、農地ののり面の崩壊、このあたりがやはり一番多くなってきているような気がいたします。町内の大きなつかみも大切だとは思いますが、地区、地域がどんな状況になっているのかというのを把握しておくのも大切なことじゃないかと思っています。最近多いのが獣害、イノシシあたりののり面とか側道を崩して、そこから水が流れて崩れていくというような事例を昨年私はよく見ました。そのあたりをつかんでおくということも大切じゃないかなという気がいたします。

では、次へ行きます。

今申しましたように、災害が起きる前、起きた後、どういう避難情報や情報の伝達、それとか発令、これをどのように整備していかれるのか、その辺のお考えをちょっと伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

避難情報の発令、伝達の備えについての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

実例を申し上げながらになりますので、少し長くなると思っております。

令和３年８月豪雨の際の避難情報の発令、伝達を例にして御説明いたします。

まずは令和３年８月豪雨の状況であります。気象庁の発表によりますと、前線の活動が非常に活発になった影響で西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、総降水量が多いところで1,400ミリを超える記録的な大雨に見舞われました。特に、８月12日から14日は九州北部地方と中国地方で線状降水帯が発生して記録的な大雨となり、８月13日から15日には各地で特別警報が発令されました。

玄海町におきましては、８月１日午前５時28分に洪水注意報、５時45分到大雨注意報、土砂災害のおそれですね。６時20分到大雨警報、６時25分に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害警戒情報は、過去の災害発生データを調査した上で、この基準を超えると土砂災害警戒区域等において命が奪われるような土砂災害が発生するおそれがあるという基準が設定されており、避難に要する時間を確保するため、２時間先までに基準に到達することが予測されたときに発表されます。このため、土砂災害警戒区域等の住民は、土砂災害警戒情報が発表されたら気象庁が発表する土砂キキクルを確認し、非常に危険、これは画面上の地図では薄紫になるところでございますが——出現した時点で速やかに避難を開始することが重要となります。

さらに、６時50分には記録的短時間大雨情報が唐津市鎮西町に発表されました。記録的短時間大雨情報とは、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を地上の雨量計による観測、またはレーダーによる解析により発表されます。この情報は現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水被害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準等を満たした場合に発表されるものです。雨量基準は１時間雨量歴代１位、または２位の記録を参考に、おおむね府県予報区ごとに決められており、玄海町や鎮西町は110ミリとなっております。このときは前日までに早期注意情報が発表されておらず、土曜日早朝はゲリラ豪雨だったため職員の参集に時間を要し、７時に災害対策本部を設置し、警戒レベル４の避難指示を発令しました。緊急避難場所として値賀分館、町民会館、諸浦公民館を開放し、６世帯10名の避難がありました。幸いにして災害が発生しませんでした。避難場所の鍵を遠隔解除できる等、緊急の場合に避難場

所を開放できる仕組みの必要性を感じたところでございます。

次に、8月8日は台風9号が接近し、12時46分に大雨注意報、土砂災害、そしてまた、警報の切替えの可能性があるということで発表されました。夜の危険な状況では立ち退き避難が困難となるため、午後3時に災害警戒本部を設置し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。緊急避難場所として値賀分館、役場、諸浦公民館を開放し、5世帯5名の避難がありました。

8月11日は13時47分に大雨警報が発表されたため、14時45分に災害警戒本部を設置し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

13日15時25分に土砂災害警戒情報が発表されたため、災害対策本部を設置し、警戒レベル4、避難指示を発表しました。

14日午前2時30分頃に藤ノ平ダムの越流が始まり、有浦川の水位上昇が予想されましたので、有浦川の洪水浸水想定区域に避難指示を発令しました。12時38分にみどり児童館付近で有浦川の溢水を覚知し、藤ノ平ダムの越流量がさらに増加していることから13時50分に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。その後、14時50分には大雨特別警報が発表され、緊急避難場所として値賀分館、役場、パレアや諸浦、大園、石田、轟の各公民館を開放し、44世帯86名の避難がありました。建物の被害は床上浸水が4棟あり、町内各地で冠水、土砂崩れ、道路の陥没がありましたが、幸いなことに人的被害はありませんでした。

このように、令和3年8月豪雨においては8月1日のゲリラ豪雨を除いて水害タイムラインに基づきまして状況に応じた防災体制を確立し、必要な防災気象情報を入手、分析し、適時適切に避難情報を発令することができました。町民の方への避難情報の伝達につきましては、防災行政無線、町のホームページ、防災SNS、LINEやツイッター、町登録メール、防災アプリ、ケーブルテレビ、消防団による広報、テレビ、ラジオ、緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等のあらゆる手段を用いて実施することとしております。

中央防災会議のもとに設置された平成30年7月豪雨による水害、土砂災害からの避難に関するワーキンググループが示した教訓から、これまでの行政主導の取組を改善することで防災対策を強化するという方向性を根本的に見直し、住民の皆さんが自らの命は自らで守るという意識を持って、自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという基本姿勢に変更になっております。

本年も、大雨が降っても対応できるよう防災気象情報を収集、分析し、避難情報を発令し

たにもかかわらず災害が発生しなかったというような、いわゆる空振りの事態を恐れずに避難情報を発令、伝達して、住民の生命を守るために準備を充実していく所存でございます。

また、避難行動要支援者の避難につきましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画をおおむね向こう5年間で作成することとなっており、現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

行政としましては、あらゆる手だてを使って情報の発信はやっておりますと。どういう形で町民さんたちの耳に入っていくかというのが難しいところではないかと思うんですけれども、今考えられるあらゆる手段を使って情報の発信、避難の促進あたりを考えておられるということです、受け取る側のほうもそれらを受け取れるような体制をおのものが持っておくということのも大切なことだとは思いますが。

まずは自助が一番大切じゃないかと思います。行政府あたりで、自分の命は自分で守りましょうというようなコマーシャルをよく見受けます。当然だなと思うんですけれども、やはり幸いなことに玄海町というのは今まで大きな被害を身近に感じるということが少なかったのかなとは思いますが。そういった中で、町民さんたちの中にも多少油断であるとか、俺らは大丈夫だろうというような気持ちがだいに芽生えてきているところで、一過性の考えでは——皆さんどうもそういう意識の方が多いいような気がいたします。しかし、近年の災害等を見ますと、やはりこのあたりで町民さんの意識も変えていく転換期のような時期が今来ているんじゃないかなという気もするんですよね。要は、自分の命は自分で守りましょうと。そのために行政はあらゆる情報を絶え間なく出していきますよというふうなお話だったんだろうと思います。

先ほど答弁の中にありました個別避難計画、おおむね5年で作成するというお話だったんですけれども、この個別避難の内容、どういったことをすると個別避難というような形になっていくのか。5年かかるというお話なんですけど、やはりここは5年はどうしてもかかるような計画の内容をつくっていかんといかんということなんじゃないでしょうか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

個別避難計画の内容と玄海町の現状、作成予定はどのようになっているのか。5年もかかる理由は何かとの御質問に対し、御答弁を申し上げます。

まず初めに、避難行動要支援者に対する支援につきまして御説明申し上げます。

本町では、災害対策基本法、玄海町地域防災計画に基づき、玄海町災害時避難行動要支援者支援計画、いわゆる全体計画を策定し、災害時における避難支援は基本的に地域の支援者の方々に行っていただき、どうしても避難支援を受けられない要支援者がおられる場合は、自主防災組織等からの避難支援要請を受けて町が対応することといたしております。こうしたことから、避難行動要支援者の支援は地域の皆様方の御協力が不可欠な制度となっております。

議員御質問の個別避難計画とは、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、避難行動要支援者ごとに避難場所や避難方法、誰が避難をサポートするかなどをあらかじめ決めておくもので、本町では本年3月31日時点で災害時の避難支援を希望されている276名の方全員の個別避難計画を作成しております。しかしながら、その作成が本人や家族によるところが大きく、計画の中には支援者が決まっていないもの、遠方にお住まいの親族等を支援者に行っているものなどが多くあり、避難計画としての実効性を高めていくことが急務となっております。

そこで、まずは町が計画作成の主体となり、支援を必要とする人と地域の支援者との調整役となって情報共有、連携を図り、適切な支援につながる取組を進めてまいります。

なお、本町は原子力災害も考慮しなければなりません。自然災害の場合は、お住まいのハザードの状況や当事者御本人の状態等を踏まえ、優先度の判断を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

国は改正法施行後、おおむね5年程度で作成するようにと示していますが、本町におきましても、先ほど申したように、危険度を考慮し、優先度の高いものから取組を進めてまいり所存でございます。できるだけ早く作成したいと思っております。何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

個別避難計画というのは独り住まいの高齢者の方とか、要は自分で避難できにくい人たちを助けるための避難方法であるというように理解しましたが、これを大体身内の方とか地区の担当の方とかで賄っていくというのが今の体制だというのは理解しておりますが、しかし、地区担当の方とか消防団の方たちまで含んだとしても、こういう方たちもやはり避難をしていかにやいかんというようなところがありますよね。そういうところをつかむための策定計画なんだということなんでしょうけれども、確かに個人情報であるとかプライベートの部分であるとか、そういう難しいところも出てくるような気がいたします。その中で、実際動ける、避難の手助けができるというような状態があればいいんですけれども、ないような場合、このあたりが先ほど答弁にもあった実践的な避難訓練という形にもつながっていくんじゃないかなと思うところですよ。嫌な言い方をしますが、逃げ切らん人は切り捨てるといようなことがないような避難計画をつくっていただきたいと思うところであります。これをまず真っ先に考えんと、何のためにこういう計画をつくるのか、何のために体制をつくっていくのかということになっていこうかと思しますので、そういう悲しい状況にならないような計画、それこそ町長もおっしゃったような実践的な避難計画、その方法の策定ということを心がけていただきたいなと思うところであります。

では、次へ行きます。

以前、私はまた防災絡みの件で一般質問をさせていただいたときに、その中の答弁に、たしか防災センター等々も考えていかなくちゃいけないんじゃないかというような答弁をいただいたと思っております。その辺の現在の状況、どういう形になっているのか、どういうふうな考えをお持ちになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

防災センターの設置の現在の状況についての御質問に対し、御答弁申し上げます。

平成28年に甚大な被害を受けた熊本地震や岩手県大船渡市の台風10号の災害を踏まえて、平成29年7月に国から市町村の災害対策本部機能の強化についてという通知が各市町村に出されております。

この通知には必要な環境整備として、1、情報の収集と共有、伝達を行う環境整備、2、全庁的な対応を実施し、関係機関との調整を行う整備、3、対応方針、対応措置の意思決定を行う環境整備がうたわれております。これは非常時には平時体制より意思決定を迅速化し、本部内に戦略、基本方針を明示して、本部長によるトップダウン方式で指揮命令し、災害応急対策を実施するためであります。

令和元年に本町に特別警報が出された際には、町長室前の通路と総務課の執務室に消防署員、警察署員、消防団員、本庁職員が一堂に集まり、ごった返しの中、私自身も含め、皆さんで対応していた状況の中、環境の整備というものがどれだけ必要で重要なのかを痛感いたしました。

また、昨年と3年前に甚大な被害を受けられました大町町においては、町長室が災害対策本部となるなど、指揮命令系統が思うように発揮できなかったというお話を聞いております。平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書にも災害対策本部室と防災担当課が場所的に離れ過ぎており、両者間の情報共有が困難となったこと。また、災害対策本部室が非常に狭く、本部の事務局要員や関係機関の連絡要員が参加するだけの十分なスペースがないこと等が指摘されております。

一定の確率で発生する災害事象に対する対応の迅速性、的確性を欠きますと、町民の生命、健康及び財産を脅かしかねず、災害事象に備えて事前に十分な準備を怠らないことは自治体が取るべき合理的な当然の行動であると認識しております。国からも指導がっておりますとおり、災害対策本部員室等のスペースを確保し、防災情報システム等をあらかじめ整備しておくことが必要であり、本町のように小さい自治体にあっては専任職員も少なく、ほかの機関からの応援人員や情報発信なども考えますと、物理的環境を整えることは非常に重要な防災対策だと考えております。

令和3年10月に副町長、関係課により災害対策本部機能強化のための庁舎増改築に係る打合せを実施し、防災拠点に必要と考える機能、避難場所としての必要機能等について検討しております。現在、自然災害時や原子力災害時に必要な細部機能を検討中のところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○４番（小山善照君）

以前も申しましたように、情報の把握と情報の発信、伝達、これがやはり初期の防災の一番の要ではないかなというふうには考えます。その中で、以前も申しましたように、玄海町でそういう防災センター的な機能を、今、町長もおっしゃったように、総務課と町長室の前のところでやっておられるのを私は見たことがあるんですよね。おっしゃられるように非常にごたごたして、誰が何をやっているのか、誰が何をしているのか分からないような状況。本人さんたちは分かっておられるんだろうとは思いますが、要は、どういう体制をつくっても、どういう組織をつくっても、命令系統があやふやであるなら、それはもう宝の持ち腐れになっていきますよね。それを一括管理するような機能を持つというのは、先ほど町長もおっしゃったように財産、命を守る第一歩になるのかなというのは分かります。お上あたりからの指導もあっておるようではありますので。ただ、それをどういう形で実現していくのか、どういう形のものが玄海町にそぐっているのかというのは、今後ますます検討していく必要があるんじゃないかなとは思いますが。

これがあるとないのでは、多少考え方は――防災ということを組織立てていくためには、ある程度形があるところに寄り添っていったって考えていくというのは、これは必要なのかなとは思いますが。実際、あのごたつきを見ると不安になるといいますか、信用しているので、この人たちは分かって動いているんだろうなとは思いますが、あの状況ではそごがあったとしても不思議ではないなというような感じを私はこの前受けましたもので、ちょっとお尋ねしているところであります。

災害はいつどのような形で起きるのか分からない中、その辺の充実も防災の重要点だろうということは明白です。状況を把握し、どう対応するのか。ふだんからつかんでいることの重要性は言わずもがなだと思います。今、中身の充実を考えておられるようですが、先ほど申しましたように、それを生かせる組織や施設もなければ、画餅になるのではないかと思います。例えば、設計図はあっても、理解して組み立てる能力がおざなりではよい結果は得にくいのではないのでしょうか。先ほど言われたとおり、防災の拠点となり得る施設もあるとないのでは、少なからず結果に違いが出る可能性があるように思われます。今後、より安全を目指すためには町民の皆様の理解を深めていただき、どのような施設や組織が必要なのか、全員で考え、議論していくことがより重要になると思われます。終わりのない事業の一つが防災であるなら、町民の皆さんを守ることを最重点に考え、積極的に議論、備えをして

おくことが肝要ではないでしょうか。

行政におかれましては、町民の皆さんの理解を得る防災対策に取り組んでいただけますよう提案いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で小山善照君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時13分 散会